

## 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県の交付する保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、地域医療介護総合確保基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村及び保険者が実施する地域の実情に応じた福祉介護人材確保・定着に係る取り組みを総合的に支援することにより、介護人材のすそ野を拡大し、各地域における介護サービスの確保と質の向上を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、市町村及び保険者（以下「補助事業者」という）が実施する事業であって、別表に掲げるものとする。

### (補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業区分について、第2欄に定める対象経費の実支出額（補助金その他の収入があった場合にはそれらを控除した額）に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）と第3欄の基準額により算出した額とを比較して少ない額とする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助金の交付を受ける補助事業者は、県が交付する補助金の全部又は一部を財源とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下「間接補助事業」という。）を行うにあたり（1）から（5）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村または保険者」と読み替えるものとする。

#### （交付申請）

第6条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

#### （変更等の申請）

第7条 補助金の交付決定後、申請内容を変更する場合及び事業費が増額となる場合は、変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

#### （補助金の支払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### （事業実績報告）

第9条 補助事業者は、交付対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、交付対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。